国際私法学会規約改正及び関連規則制定等に関する件(案)

2016年4月2日

国際私法学会会員各位

国際私法学会理事長:道垣内正人

当学会におきましては、かねてから現在の国際私法学会規約の改正の必要性が認識されてきました¹。そして、山内前理事長の作成された改正案が理事会に提示されたのですが、審議未了となり、私がこれを引き継ぐことになりました。そして、2015 年年 6 月 6 日の理事会において国際私法学会規約改正委員会の設置が決定されました²。この規約改正委員会は電子メールによる検討を重ね、同年 11 月 15 日以降、数度にわたって理事・監事に規約改正案(新定款案)と関連諸規則の案を提示してご感触を伺うという手続をした上で再検討をするという作業を繰り替えてまいりました。

ここに冊子としてお示しするものは、まだ上記委員会の中間案であって、2016年6月4日開催予定の理事会において正式に理事会でご審議頂く予定であって、まだ修正の余地が多分にあることにご注意下さい。しかしながら、私としては、2017年度の総会において正式に総会でご決定頂く³ことを目途としており、それまでに1年余りの時間しかなく、その間には次の総会(2016年6月4日開催予定)における議論とその後のインターネットによる意見交換が重要であると考えております。

会員各位におかれましては、これらの案に対して会員のご感触を伺いたく、ご質問、ご意見等何なりと事務局宛に記名・無記名を問わず送付して頂きたいと存じます。次の理事会において修正がありました場合には総会において申し上げますので、この冊子をご持参の上、その総会の場においてもご自由にご議論頂ければと思います。

なお、この冊子に掲載している案は次の通りです。

¹ 2011 年 6月 24 日の理事会において設置が承認された学会改革検討委員会から同年 10 月 10 日に提出された答申の f 項において、山内前理事長からの「国際私法学会規約の内容が現在の運営状況に対応していないこと(会計に関する規定の欠 如、役員選出や会員の入会・大会・除籍等の基準の整理等)が繰り返し指摘されている。また、申し合わせ等も存在する。ルール整備の必要はないか。」との諮問に対して、「1. 国際私法学会の諸ルールを整理し、現状を把握し、将来の発展を可能とするよう規約の整備をすべきである。たとえば、年 1 回の研究大会にする場合、総会の開催回数も 2 回(16 条 2 項)ではなく、1 回とする必要がある。 2. ただし、学術団体であることを踏まえ、いたずらに新法人制度のもとでの厳格なルールに倣ったものとしないように配慮すべきである。 3. 新規約等起草委員会を速やかに立ち上げる必要がある。」とされています。 答申の全文は当学会 HP に掲載されています。

² 佐藤やよい会員、出口耕自会員、高杉直会員、中西康会員、上村直子会員、宍戸一樹会員、竹下啓介会員及び私を構成員としています。

³ 現在の規約 19 条によれば、「この規約を改正するには、総会において、出席会員の三分の二以上の賛成を得なければならない。」とされています。

	国際私法学会規約	山内市	前理事長から引き継いだ改正案	9	国際私法学会定款(規約改正)案	注記
	(現行のもの)	(一般	社団法人定款雛型に準じたもの)	(2016年3月末現在の案)		
(縦書き 制定	・条文見出しは条文番号の後) 一九四九年一一月 四日					
改正	一九八六年一〇月二〇日					
第一章	総則	第一章	総則	第 章	総則	
(名称)		(名称)		(名称)		
第一条	本会は、国際私法学会と称する。	第一条	本会は、国際私法学会と称する。	第1条	本会は、国際私法学会と称し、その 英語表記は、Private International Law Association of Japanとする。	
(事務所)	(事務所))	(事務所)	
第二条	本会の事務所は、理事会の 定める所に置く。	第二条	本会の事務所は、理事会の定める所に置く。	第2条	本会の事務局は、理事会の定める所に置く。	当学会の場合、「事務所」 とは言わず、「事務局」と いうのが慣例であるた め。
公一本	目的及び事業	第二章	目的及び事業	第 章	目的及び事業	
	日的及び手来		日的及び手来		日町及び季末	
(目的)	+ A.L. = # 2.4 a = + =	(目的)		(目的)		
第三条	本会は、国際私法の研究及びその研究者相互の協力を 促進し、あわせて外国の学界 との連絡及び協力を図ること を目的とする。	第三条	本会は、国際私法の研究及びその研究者相互の協力を促進し、 あわせて外国の学界との連絡及 び協力を図ることを目的とする。	第3条	本会は、日本における国際私法の研究及びその関係者の相互協力を促進し、あわせて国際的な国際私法学の発展を図ることを目的とする。	
(事業)		(事業)		(事業)		
第四条	本会は、前条の目的を達成す るため、左の事業を行う。	第四条	本会は、前条の目的を達成するため、左の事業を行う。	第4条	本会は、前条の目的を達成するた め、次の事業を行う。	
	ー 研究者の連絡及び協力 の促進		研究者の連絡及び協力の促進		(1) 国際私法に関する研究の報告と 議論のための研究大会その他研究 会の開催	
	二 研究会及び講演会の 開催		ニ 研究会及び講演会の開催		(2) 国際私法に関する機関誌その他 の図書の刊行	
	三 機関誌その他の図書 の刊行		三 機関誌その他の図書の刊行		(3) 国際私法に関する情報の収集及び発信	
	四 外国の学界との連絡 及び協力		四 外国の学界との連絡及び協力		(4) 国際私法に関する外国の研究 者、学会、国際機関等との連絡及び 協力	
	五 前四号に掲げるもの のほか、理事会が適当と認め た事項		五 前四号に掲げるもののほか、理事会が適当と認めた事項		(5) その他、前条の目的を達成する ために有益な事業として理事会が認 めた事項	
				(事業年)	速)	
				第5条	本会の事業年度は毎年4月1日に始 まり翌年3月 31 日に終わる。	
第三章	会員及び会費	第三章	会員	第Ⅲ章	会員	
(会員)		(会員)		(会員)		
第五条	本会の会員は、左のとおりと する。	第五条	本会の会員は、左のとおりとす る。	第6条	1 本会の会員は、本会の目的及び 事業に賛同する個人又は団体であっ て、次条の規定により本会の会員資 格を取得した者をもって構成し、次の 2種とする。	名誉会員は現在はいらっしゃいません。名誉会員 の選定は困難であり、この案では名誉会員制度を 廃止しています。
	一 正会員 国際私法又はこれに関連する分野の研究に 従事する者		- 正会員 国際私法又はこれ に関連する分野の研究及び実務 に従事する者		(1) 通常会員: 国際私法又はこれに 関連する分野の研究及び実務に従事 する者	
	二 維持会員 本会の目 的に賛同し、かつ、本会の事 業に寄与すると認められる法 人その他の団体		ニ 維持会員 本会の目的に 賛同し、かつ、本会の事業に寄与 すると認められる法人その他の 団体		(2) 維持会員:本会の目的に賛同し、かつ、本会の事業に寄与すると認められる法人その他の団体	
	三 名誉会員 国際私法 学の発展に特に功労のある 者で総会において推薦された もの		三 名誉会員 国際私法学の 発展に特に功労のある者で総会 において推薦されたもの		2 この定款において単に会員という 場合には、通常会員及び維持会員の 双方を含むものとする。	

(入会)		(会員の資格の取得)		(会員の資格の取得)		
第七条	正会員及び維持会員として入 会しようとする者は、理事会に 申し出て、その承認を得なけ ればならない。	第六条	正会員及び維持会員として入会 しようとする者は、理事会に申し 出て、その承認を得なければなら ない。	第7条	1 本会に入会しようとする者は理事 会に申し出て、総会の承認を得なけ ればならない。	
					2 本会への入会手続等については 理事会が別に定めるところによる。	「国際私法学会入会手続 規則」を別途定める。
(会費)		(会費)		(会費)		_
第六条	正会員及び維持会員は、総 会の定めるところにより会費 を納入しなければならない。	第七条	本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は総会において別に定める額を支払う義務を負う。	第8条	1 会員は、本会の事業活動に経常 的に生じる費用に充てるため、総会 が定める会費を支払う義務を負う。	
					2 会費の納入方法等については、理 事会が別に定める規則による。	「国際私法学会会費規 則」を別に定める。
		(任意退:		(任意退	会)	1
		第八条	会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。	第9条	1 会員は、いつでも理事会に退会届を提出することにより、その時点で退会することができる。	効力発生時点を明記。2 項もそれに伴い変更。
					2 会員からの退会届の提出が事業 年度の途中である場合には、当該会 員は当該事業年度までの会費の支 払義務は免れない。	
				(会員資格の喪失)		
				第10条	1 会員は、次のいずれかに該当するに至った場合には、会員資格を喪失する。	山内前理事長案の10条 と11条を入れ替えました。
					(1) 当該会員が会費を2年以上滞納 した場合であって、理事会において資 格喪失の決定があったとき。	2年では短すぎるとも考えられますが、会費納入期限が12月末で、理事会・総会の開催が6月であるとすれば、2年半の段階で
					(2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。	審議することになり、事情 に応じて決定を先延ばし にすることもあり得るの で、2年としています。
					2 前項第1号による会員の会員資格 喪失は、総会による決定の時点でそ の効力を生じ、その時点が事業年度 の途中であっても、当該会員は当該 事業年度までの会費の支払義務を免 れない。	
		(除籍)		(除籍)		
		第九条	会員が次のいずれかに該当する に至ったときは、理事会の決議に よって、当該会員を除籍すること ができる。	第11条	1 会員は、次のいずれかに該当する に至った場合には、理事会からの提 案に基づき、総会の決議によって、本 会から除籍される。	
			ー この定款その他の規則に違 反したとき。		(1) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。	
			二 その他除籍すべき正当な事 由があるとき。		(2) 前号に定めるときのほか、除籍 すべき正当な事由があるとき。	
					2 除籍の決定の対象となる会員に は、その決定に先立ち、弁明の機会 を適切に与えなければならない。	
					3 除籍の決定が事業年度の途中で ある場合には、当該会員は当該事業 年度までの会費の支払義務を免れな い。	
					4 除籍された者は、その除籍の決定 があった日から5年間は入会の申込 みをすることができない。その期間経 過後に当該者から入会の申込みが あった場合には、総会は、特別に再 入会を認めるべき事情があると判断 するときにのみ、当該者の再入会を 認めることができる。	
(温金)		(合品咨	返の車生)		•	

(退会)

第八条	会費を滞納した者は、理事会 において退会したものとみな すことができる。	第一〇条	前2条のほか、会員は、次のいず れかに該当するに至ったときは、 その資格を喪失する。			10条へ
			第7条の支払い義務を2年以			
			上履行しなかったとき。 二 当該会員が死亡し、又は本			
			会が解散したとき。			
第五章	会議	第四章	総会	第Ⅳ章	総会]
(会議) 第十四 条	会議は、総会及び理事会とする。					
		(構成)		(構成)		
		第一一 条	総会は、すべての会員をもって構成する。	第12条	総会は、すべての会員をもって構成する。	
		(権限)		(権限)		
		第一二条	総会は、次の事項について決議する。	第13条	総会は、次の事項について決議する。	
					(1) 会員の入会承認及び除籍	
			一 理事及び監事の選任及び解任		(2) 理事及び監事の選任及び解任	
			二 定款の変更		(3) 事業報告及び決算報告の承認	
					(4) 会費の額	
			三 その他総会で決議するものと して法令又はこの定款で定めら れた事項		(5) 定款の変更	
					(6) 本会の解散及び残余財産の処分	
					(7) その他総会で決議するものとして 理事会から提案され、総会でその旨 決定した事項	
(開催)		(開催)		(開催)		
第十五 条	総会は、通常総会及び臨時 総会とする。	第一三条	本会の総会は、定時総会及び臨時総会とする。定時総会は、毎年 一回、研究大会開催時に開催する。臨時総会は必要がある場合 に開催する。	第14条	総会は、定時総会として毎年度1回 開催するほか、必要がある場合には 臨時総会を開催する。	
						•
(招集)		(招集)		(招集)		1
第十六 条	総会は、理事長が招集する。	第一四条	総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に 基づき理事長が招集する。	第15条	1 総会は、理事会の決議に基づき理 事長が招集する。	
	2 通常総会は、毎年二回招 集する。		2 会員の議決権の10分の1以上の同意があるとき、会員は、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、臨時総会の招集を理事長に請求することができる。		2 総会員の護決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、代表理事に対し、理由を示して、一定の事項の議決を定時総会の目的とすること又はそのために臨時総会を招集することを請求することができる。	
	3 臨時総会は、左の場合に 招集する。		3 臨時総会を招集する場合、理事長は総会の日の1週間前までに、会員に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。ただし、総会に出席しない会員が書面または電磁的方法によって議決権を行使することができることを定めた場合には2週間前までに通知を発しなければならない。		3 総会を招集する場合には、理事長 は総会の日の1週間前までに、会員 に対して、日時、場所、議決事項その 他必要事項を記載した通知を発しな ければならない。	
	一 理事長が必要と認めたとき。		地名に 元しらけれいかかかい。			ı
	二 会員の五分の一以上					

	(議長)		(議長)		
	第一五	総会の議長は理事長をもって充	第16条	総会の議長は理事長がこれをつとめ	
	条	てる。 2 理事長に事故あるときは、理	和工	ిం	山内前理事長案の15条2
		事長が指名する理事をもってこれに充てる。			項は21条3項にまとめて 規定。
	(議決権)		(議決権)	
	第一六条	正会員及び維持会員は、1個の 議決権を有する。	第17条	会員は、各1個の議決権を有する。	
	(# ÷ T)	パント音楽〉	/武士 14	プラント 三体 〉	
	(成立及)	(大議)	(BKT K	び決議) 	
第十七 総会の議事は、出席会員の 条 過半数をもって決する。	第一七条	総会は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の4分の1を有する会員が出席することをもって、成立する。	第18条	1 総会は、議決権の総数の2分の1 の議決権の数を有する会員が出席することをもって成立する。委任状を提出した会員は出席しているものとみなす(以下、本条において同じ。)。	
2 総会に出席しない会員は、 書面により、他の出席会員に その議決権の行使を委任する ことができる。		2 総会の決議は、出席した会員の議決権の過半数を持って行う。		2 総会の議決は、出席した会員の議 決権の過半数の賛成をもってう。た だし、第13条第5号及び第6号に定め る事項については、出席した会員の 議決権の3分の2の賛成をもって行 う。	定款変更と解散・残余財 産処分については特別多 数決としています。
				23 総会が定足数不足により成立しない場合において、出席した会員の過半数の賛成があるときには、議決事項とともに総会における議論の概要を全ての会員に通知し、総会員の議決権の10分の1以上の反対がない場合には、当該意決事項は可決されたものとする。ただし、第13条第5号及び第6号に定める事項についての議決には本項に定める方法を用いることはできない。	総会の定足数不足が懸念されるため、本会の運営を滞りなく進めるために新設。ただし、特別多数決の対象事項については除外しました。この通知意思表示をemailでしてよいことについては第31条参照。
	(議事録)		(議事録		
	第一八条	総会の議事については、法令で 定めるところにより、議事録を作 成する。	第19条	1 総会の議事については、議事録を 作成する。	
		2 議長及び議長が指名した理事 は、前項の議事録に記名押印す る。		2 議長及び議長が指名した理事(総会に出席した理事に限る。)は、前項の議事録に署名又は記名押印する。	
		3 議事録は、事務局で5年間保 管するほか、本会の機関誌に掲 載する。		3 議事録は、事務局で5年間保管するほか、その概要を本会の機関誌に 掲載する。	
第四章 役員	第五章	役員	第∨章	役員]
(役員)	(役員)		(役員)		
第九条 本会に、左の役員を置く。 一 理事長 一名	第19条	本会に、左の役員を置く。 一 理事 10名以上20名以内		1 本会には、次の役員を置く。 (1) 理事 10名以上20名以内	
二理事若干名		二 監事 2名以上4名以内		(2) 監事 2名以上3名以内	
三 監事 若干名		2 理事のうち1名を理事長とする。		2 理事のうち1名を理事長とする。	
2 理事及び監事は、総会に おいて選任する。		3 理事長以外の理事のうち5名 を業務執行理事とする。		3 理事長以外の理事のうち、事業を 分担して行う執行理事を若干名置くこ とができる。	
3 理事長は、理事会におい て互選する。					
	(役員の	聖 任)	(役員等	の選任)	
		理事及び監事は、総会の決議に よって選任する。	第21条	1 理事及び監事は、その選任の時に 満70歳未満の会員の中から、総会の 決議によって選任する。	1996年5月13日の理事会 申し合わせによれば、「役 員候補者は選任時に満 七〇歳未満の者とする」と されており、事の重要性 から定款に記載。
		2 理事長及び業務執行理事は、 理事会の決議によって理事の中 から選任する。		2 理事長は、理事会の決議によって 理事の中から選任する。	

					4 理事長は、事故により職務を執行 することができない場合に備え、予め その職務を代行させる者を定めるも のとする。 5 理事長は、その職務を補佐させる	
					ため、会員の中から理事長補佐を指 名することができる。	
(理事)		(理事の関	哉務及び権限)	(理事の	職務及び権限)	
	理事は、理事会を組織し、会 務を執行する。	第二一条	理事は、理事会を構成し、法令及 びこの定款で定めるところによ り、職務を執行する。	第22条	1 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、事業を執行する。	
	2 理事は、常務理事若干名 を互選し、これに常務の執行 を委任することができる。				2 理事長は本会を代表するほか、こ の定款に定める職務を行う。	
					3 執行理事は、選任に際して理事長 が定める業務を分担する。	
(理事長	.)		2 理事長及び未務執行理事は、 法令及びこの定款で定めるところ			
第十一 条	理事長は、本会を代表する。		により、この法人を代表し、その 業務を執行し、業務執行理事は、 理事会において別に定めるところ により、この法人の業務を分担執			
	2 理事長に事故があるとき は、理事長があらかじめ指名 した理事がその職務を行う。					
(監事)		(監事の罪	職務及び権限)	(監事の	職務及び権限)	
	監事は、会計及び会務執行 の状況を監査する。	第二二条	監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、 監査報告を作成する。	第23条	1 監事は、理事の職務の執行を監査 し、本会の業務及び決算について監 査報告を作成する。	
			2 監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。		2 監事は、いつでも、理事に対して 事業の報告を求め、本会の業務及び 財産の状況の調査をすることができ る。	
					3 監事は理事会に出席するものとする。	法人法に定めるように監事の理事会出席を理事会 成立の要件とすることは 窮屈な運営となるので不 採用。
(任期)		(役員の何	壬期)	(役員の	任期)	
第十条	役員の任期は、三年とする。 ただし、再任を妨げない。	第二四条	理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。	第24条	1 理事及び監事の任期は、選任後2 年以内に終了する事業年度のうち最 終のものに関する定時総会の終結の 時までとする。	法人法のもとでは理事・ 監事の任期はそれぞれ2 年・4年ですが、これまで 通り、理事・監事とも2年と しています。
	2 役員に欠員を生じたとき は、その都度補充する。この 場合における役員の任期は、 前任者の残任期間とする。		2 監事の任期は、選任後4年以 内に終了する事業年度のうち最 終のものに関する定時総会の終 結の時までとする。		2 補欠として選任された理事又は監 事の任期は、前任者の任期の満了す る時までとする。	

執行理事の決定を理事会 の決定事項とすると、決 定に時間を要して機動的 な運営ができない歳があ るため、現在の実際の運 営と同じく、理事長による 指名を明文化。

3 執行理事の選任は、理事長の指 名による。 3 役員は、その任期満了後 でも、後任者が選任されるま では、なおその職務を行う。

3 補欠として選任された理事又 は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、任期の満了又 は辞任により退任(退任により定数に 不足が生じない場合を除く。)した後 も、新たに選任された者が就任する まで、なお、理事又は監事としての権 限を有し、義務を負う。

4 理事又は監事は、第19条に定 める定数に足りなくなるときは、任 期の満了又は辞任により退任し た後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事 としての権利義務を有する。

(役員の解任) (役員の解任)

第二五条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。 第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

第六章 理事会 第VI章 理事会

(構成) (構成) 第二七条この法人に理事会を置く。 第26条 1 本会に理事会を置く。 2 理事会は、すべての理事をもって 2 理事会は、すべての理事を もって構成する。 構成する。

3 理事長は、理事会の承認を得て、 その理事長補佐を理事会に出席させ ることができる。

(権限) (職務及び権限)

(3) 理事長及び業務執行理事の

選定及び解職

第二八条 理事会は、次の職務を行う。 第27条 理事会は、次の職務を行う。

> (1) この法人の業務執行の決定 (1) 本会の業務執行の決定

- (2) 理事長及び執行理事の職務の執 (2) 理事の職務の執行の監督 行の監督
 - (3) 会員の会費滞納による資格喪失 の決定
 - (4) 理事長の選任及び解任
 - (5) 年度ごとの事業計画及び予算の 作成及びその総会への報告
 - (6) 年度ごとの事業報告案及び決算 案の作成(監事による監査を受けなけ れなばならない。)及び総会の承認を 得るためのそれらの提出

(理事会)

(招集) (招集) 第十八 理事会は、理事長が招集す

第二九条理事会は、理事長が招集する。 第28条 理事会は、理事長が招集する。

第29条

理事長が欠けたとき又は理事 長に事故があるときは、最年長の 業務執行理事が理事会を招集す

理事長代行による理事会 招集は、21条4項により可

(決議) (成立及び決議)

理事会の決議は、決議について 第三〇条特別の利害関係を有する理事を 除く理事の過半数が出席し、その 過半数をもって行う。

理事が出席することをもって成立する。 委任状を提出した理事は出席し ているものとみなす(以下、本条において同じ。)。ただし、理事長の選定に 関する議案については、欠席の理事 は、委任状を提出していても、出席し ているものとはみなさない。

1 理事会は、理事の総数の2分の1の

2 理事会の議決は、決議(理事長の

ただし書きは、理事長選 定については委任状出席 を認めず、実際に2分の1 以上の理事の出席を必要 とする趣旨。

選定についての議決を除く。)につい で特別の利害関係を有する理事を除 き、出席した理事の過半数をもって行 う。

2 前項の規定にかかわらず、 般社団法人及び一般財団法人に 関する法律第96条の要件を充た したときは、理事会の決議があったものとみなす。

6 / 8

第九十六条 理事会設置一般社団法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすを定款で定めることができる。

3 理事長が決議対象事項の提案を 全ての理事及び監事に通知し、その 事項について議決に加わることので きる理事全員が賛成し、かつ、監事 が興議を述べない場合には、その事 項は理事会において可決されたもの とみなす。ただし、理事長の選任の議 決については、この方法によることは できない。

理事会は研究大会の際にしか開催できない状況にあることを前提とし、事業執行の停滞を避け、機動的に理事会決定を行うことができるようにするため、理事長選任を除き、emailによる理事会開通知・意思表示をemailでしてよいことについては第31条参照。

(議事録)

第三一条

理事会の議事については、法令 で定めるところにより、議事録を 作成する。

2 理事長、理事長が指名する業 務執行理事及び監事は、前項の 議事録に記名押印する。

(護事録)

第30条

1 理事会の議事については、議事録 を作成する。

- 2 議長及び議長が指名した理事(理事会に出席した理事に限る。)は、前項の議事録に署名又は記名押印する。
- 3 議事録は、事務局で5年間保管するほか、その概要を本会の機関誌に掲載する。

第七章 資産及び会計

第四章 補則

(通知及び意思表示の方法)

第31条

この定款に定める会員、理事及び監事への通知並びに会員、理事及び監事からの意思表示は、文書によるほか、電子メールその他理事会が別に定める規則に定める方法によることができる。

「国際私法学会定款第31 条に定める通知等に関す る規則」を別途定める。

5条に規定

27条4号に規定

13条5号及び27条5号に規

(事業年度)

第三二条 この法人の事業年度は、毎年〇月〇日までと

(事業計画及び収支予算)

この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開きについては、毎事業年度の開かの日の前日までに、理事長第三三条が作成し、理事会の承認(又は理事会の決議を経て、総会の承認)をうけなければならない。これを

をうけなければならない。これを変更する場合も、同様とする。 2 前項の書類については、事務所に当該事業年度が終了するま

での間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

この法人の事業報告及ひ決算に ついては、毎事業年度終了後、 理事長が次の書類を作成し、監 事の監査を受けた上で、理事会 の承認を経て、定時総会に提出

の承認を程で、た時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号の書類については承認をうけな

- (1) 事業報告 (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿

2 前項の書類は事務所に5年間 備え置くとともに、定款及び会員 名簿を事務所に備え置くものとす る。

第六章 規約の改正

第九章 定款の変更及び解散

(規約の改正)

この規約を改正するには、総 第十九 会において、出席会員の三分 の二以上の賛成を得なけれ ばならない。

(定款の変更)

「四○条 この定款は、総会の決議によって 変更することができる。

(解散)

この法人は、総会の決議その他 第四一条 法令で定められた事由により解 数する

13条3号に規定

13条4号に規定

附則		附則		附則
附則	1 この改正は、一九八六年 一〇月二一日から施行する。	1	この定款は、この法人の成立の日から施行する。	コ この定款は、総会において可決された日の翌日から施行する。
	2 この改正の施行の際、現に役員である者は、改正後の第九条の規定により、当該役員に選任又は互選されたものとみなす。ただし、この場合における役員の任期は、改正後の第十条第一項本文の規定にかかわらず、一九八七年五月一八日までとする。	2	この定款は、この法人の成立の日から施行する。法人の設立当初の事業年度は、第32条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から〇〇年〇〇月〇〇日までとする。	
		3	この法人の設立時会員の氏名または名称及び住所は次のとおりである。	
		4		

国際私法学会理事及び監事選任手続規則(3March2016案)

20xx 年 x 月 xx 日総会決定

第1条:目的

この規則は、国際私法学会定款第 13 条第 2 号に従って国際私法学会総会が行う理事及び監事選任の手続等について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条:意見聴取の順序

総会は、理事会に対し、第3条及び第4条に定める手順により意見聴取を行った上で、理事及び 監事を選任する総会に議案として候補者案を提示することを求める。

第3条:任期を満了する理事及び監事に対するアンケート

- 1. 理事長は、任期を満了する理事及び監事に対して、その任期満了の約半年前に、次期の理事及び監事としての適任者 20 名以内について意見を求めるアンケートを実施し、理事及び監事はこれに対して無記名で回答するものとする。
- 2. 前項のアンケートは、便宜、任期を満了する理事及び監事であって次期の理事及び監事として も適格のある者を候補者として列記することとともに、これとは別の候補者名の記載もできるような様 式で行うことができる。
- 3. 20 名以上の氏名を記載した回答は無効とする。アンケートの用紙にはこのことを明記しなければならない。
- 3. 理事長は、理事及び監事からの意見の回収に際して、発信元が秘匿されるように十分に配慮しなければならない。
- 4. 理事長が第1項に定めるアンケートの開票作業を行う際には、少なくとも、監事のいずれか1名 又は監事が指名する会員1名が立ち会うものとする。
- 第4条:会員に対するアンケート[注:1998年5月11日の総会で承認された「次期役員の手続・方式について」によれば、第一に、「現役員に対して、次期役員の候補のアンケートを行い、その結果に基づき、理事長が候補者素案を作成し、その素案を理事会に諮り、理事会が候補者案を決定する」とされ、第二に、「役員候補者案の作成にあたっては、現員数(18名)の枠内でこれを行う」ことが認められ、第三に、「この理事会案を総会に提出し、それに依って総会は、新役員を選出する」ことが決定されています。しかし、社団的な団体における役員の選任にあたって個々の会員の意見表明の機会をより多くすることが望ましいと思われます。ただし、あまり多くの意見表明は期待できないため、第5条第1項に定める通り、次期の理事及び監事の候補者リスト案の作成に当たっての参考意見とすることにとどめています。1
- 1. 理事長は、前条に従って回収された次期の理事及び監事の候補者名をその得票順に並べたリストを作成してこれを提示しつつ、次期の理事及び監事を選任する総会の 2 か月前までに、会員に

対して、次期の理事及び監事としての適任者 20 名以内について意見を求めるアンケートを実施する。

- 2. 前項のアンケートの会員への告知は、本会のホームページにおいて、暗証番号等により会員以外からのアクセスを制限して行うものとする。[注:経費節約のためです。]
- 3. 前項の告知に対する会員からの意見表明は、本会の事務局宛の郵便により行うものとし、その発信元の秘匿は会員の側で行うものとする。
- 4. 同一の会員による重複した意見表明を回避するため、理事長は会員からの投票に際して一定の条件を課すことができる。[注:具体的には、国際私法年報の最終ページの隅に三角形で符号を印刷しておき、投票に際してはその部分をハサミで切り取って意見表明の書面に貼り付けるという方法等があり得ると思われます。]
- 5. 理事長が第 1 項に定めるアンケートの開票作業を行う際には、少なくとも、監事のいずれか 1 名 又は監事が指名する会員 1 名が立ち会うものとする。

第5条:理事会における次期理事及び監事の候補者案の作成及び総会への提示

- 1. 理事長は、前条に従って回収された次期の理事及び監事の候補者に関する会員の意見を理事会に報告するとともに、総会に参考案として提示する次期の理事及び監事の候補者リスト案(理事候補者と監事候補者とは区別するものとする。)を提案し、理事会においてその案をもとに審議して、リストを確定するものとする。
- 2. 理事長は、前項により確定された理事会作成の次期の理事及び監事の候補者リストを総会に 参考案として提示し、最終決定を総会の議決に委ねるものとする。

附則

1. この規則は、総会において可決された日の翌日から施行する。

国際私法学会理事長選任手続規則(3March2016案)

20xx 年 x 月 xx 日理事会決定

第1条:目的

この規則は、国際私法学会定款第 21 条第 2 項に従って行われる国際私法学会の理事長選任の手続等について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条:選挙の時期

理事長の選任は、理事が選任された定時総会の直後に開催される新理事による理事会において 行う。ただし、理事長がその任期の途中で事故により職務を執行することができなくなった場合には、 その直後に開催される理事会において、理事長の選任を行う。

第3条:理事長の選任における議長

理事長の選任に関する議案についての議長は、前任の理事長(その者が理事を退任している場合にはその出席を求める。)が議長をつとめ、その者が事故等により議長をつとめることができない場合は、監事であって、理事会に出席している者のうちの1名が議長をつとめる。いずれの監事も議長をつとめることができない場合には、理事の互選により議長を選任する。

第4条:投票の方法

- 1. 理事長の選任は、無記名の投票による。
- 2. 第1回の投票については、予め理事の氏名を列記した投票用紙に○を付す方法による。議長の判断により、再投票においても、同じ形式の用紙を用いることができる。

第5条:当選者の決定

- 1. 理事長選任の決定のための定足数及び議決は国際私法学会定款第 29 条 1 項及び 2 項による。[注:実際に出席している理事が過半数の場合に定足数を満たし、全出席理事に投票権がある、ということです。定款に定める通りですが、念のためにここにも定めています。]
- 2. 第1回の投票において、過半数の票を得る者がなかったときは、上位得票者2名について再投票を行う。ただし、上位得票者が3名以上である場合は、そのうち年長者から順に2名を特定し、その2名について再投票を行い、上位得票者が2名であって、それぞれ投票総数の半数の票を得た場合は、年長者を当選者とする。
- 3. 再投票においては、上位得票者を当選者とする。両者の得票数が同数である場合は、年長者を当選者とする。
- 4. 前二項において、2名の生年月日が同一である場合には、くじ引きにより当選者を定める。

第6条:投票立会人

この規則による理事長選任については、監事であって、理事会に出席した者を投票立会人とする。
附則

1. この規則は、理事会において可決された日から施行する。

国際私法学会入会手続規則(1March2016案)

20xx 年 x 月 xx 日理事会決定

第1条:目的

この規則は、国際私法学会定款第7条第2項に基づき、国際私法学会への入会手続等について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条:入会の申込み

- 1. 本会に入会しようとする者は、必要事項を記載した申込書を事務局に提出しなければならない。申 込書の提出は、郵便によるほか、記入済みの申込書を電子メールに添付する方法によることができる。
- 2. 入会に際しては、本会の通常会員 1 名以上の紹介を得ることが推奨される。入会に際して本会の通常会員の紹介を得ることができない場合には、理事長がその責任において入会申込者の事情を調査し、理事長が紹介者となることができる。
- 3. 通常会員としての入会申込書の様式は、原則として別記の通りとする。ただし、これによることが困難である場合には、本会のホームページに掲げる英語版の入会申込書の様式によることもできる。
- 4. 維持会員としての入会申込書の様式は、必要に応じて理事長が作成するものとする。

第3条:入会申込金

- 1. 本会に入会しようとする者は、入会申込書の提出に先立ち、指定された銀行口座への入会申込金の振込みを完了しておかなければならない。ただし、特別の事情がある場合には、銀行振込みに代え、理事長が認めるその他の方法により入会申込金の支払いをすることができる。
- 2. 入会申込金は1年分の会費と同額とする。
- 3. 会員は、入会が承認された年度から会費を支払う義務を負う。前項に定める入会申込金は、入会が承認された場合には、初年度の会費に充当する。
- 4. 入会が承認されなかった場合には、入会申込金は利息を付さないで申込者に返還する。入会申込金の返還に要する振込手数料等は返還額から差し引く。

第4条:入会手続係属中の研究大会参加

第2条並びに前条第1項及び第2項の規定に従って入会申込金を納入した上で入会申込書を提出している者は、入会の承認前であっても、本会の研究大会に傍聴料を支払うことなく参加することができる。

附則

1. この規則は、理事会において可決された日から施行する。

国際私法学会入会申込書

年 月 日

国際私法学会理事長 殿

国際私法学会の目的及び事業に賛同し、その定款に従うことに同意して、同会に通常会員として入会いたしたく、申し込みます。入会申込金(5,000円)の支払いは完了しています。

□氏名:	印
(自署の場合には印は不要です。日本の文字でない場合を含めて、 載して下さい。)	カタカナで読み方を記
□生年月日(西暦): 年 月 日	
□所属機関・地位:	
□専門分野:	
□研究課題(代表論文等があればご記入ください):	
1	
2	
■自宅住所:(〒 一)	
■電話番号: ■FAX 番号:	
■Email アドレス:	
□紹介者(通常会員)	
氏名: 月]
所属•地位:	

- * 本会の通常会員の紹介を得ることができない場合には、事務局にその旨ご連絡下さい。
- ** ■を付けた事項以外の事項は、コピーすること、Email に添付して送信すること等がありますので、ご 了承下さい。
- *** 入会申込金は、入会が承認された場合には、承認された年度の年会費に充当されます。

国際私法学会会費規則(1March2016 案)

20xx 年 x 月 xx 日理事会決定

第1条:目的

この規則は、国際私法学会定款第8条第2項に基づき、国際私法学会の会費等について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条:会費の額

本会の会費は、総会において別段の決定がない限り、次の各号に掲げる種別の会員につき、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- (1) 通常会員:年5,000円
- (2) 維持会員:年10.000円

第3条:会費の納入期限

会員は、毎年度の会費を12月31日までに納入しなければならない。

第4条:会費納入の方法

- 1. 会員は、原則として、事務局が送付する郵便振替用紙を用いて会費を納入するものとする。ただし、 本会への入会に際しての初年度の会費の納入については、別に定める国際私法学会入会手続規則の 定めるところに従う。
- 2. 会員は、特別の事情がある場合には、指定された銀行口座への振込みにより、又はその他の理事長が認める方法により、会費を納入することができる。振込先の銀行口座の情報、その他の方法は本会のホームページその他適切な方法により会員に告知するものとする。
- 3. 前項の規定により、銀行口座への振込みを選択する会員は、その振込手数料を自己負担し、その他の理事長が認める方法を選択する会員は、理事長が個別に定める額を会費に加えて納入するものとする。

第5条:会費徴収方法の改善努力

理事長は常に次に定める目的を達成するため最善の方法を検討しなければならない。

- (1) 会員が会費の支払いのために過大な負担を負うことがないようすること
- (2) 会費を適時に漏れなく徴収すること
- (3) 会費徴収のための人的・経済的負担をできる限り少なくすること

附則

- 1. この規則は、理事会において可決された日から施行する。
- 2. 第3条第2項に定めるその他の理事長が認める方法は、当分の間、PayPalを用いる方法とする

国際私法学会定款第 31 条に定める通知等に関する規則 (1March2016 案)

20xx 年 x 月 xx 日理事会決定

第1条:目的

この規則は、国際私法学会定款第31条に基づき、国際私法学会定款に定める会員、理事及び監事への通知並びに会員、理事及び監事からの意思表示について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条:会員への通知の方法

- 1. 理事長から会員への通知は、文書によるか又は名簿に掲載すべきものとして会員、理事及び監事から事務局に提供された電子メールのアドレス宛に送付するか、いずれかの方法によることを原則とする。
- 2. 電子メールのアドレスが提供されていない会員及び前項の電子メールが到達しなかった会員への 理事長からの通知は、国際私法学会のホームページへの通知内容の掲載によることができ、掲載後 1 週間を経過した時点で到達したものとみなす。
- 3. 前項の方法によるときは、他の会員への電子メールにおいて、この方法による旨を明記しておかなければならない。

第3条:理事及び監事への通知の方法

理事長から会員への通知は、文書によるか又は名簿に掲載すべきものとして理事及び監事から事務局 に提供された電子メールのアドレス宛に送付するか、いずれかの方法のみによる。

第4条:会員からの意思表示の方法

- 1. 会員は、総会における意思表示のほか、事務局への文書又は電子メールにより意思表示をすることができる。
- 2. 前項の規定にもかかわらず、国際私法学会理事及び監事選任手続規則第 4 条第 3 項の規定に定める次期の理事及び監事の候補者に関するアンケートに対する会員からの意見表明は、同項に定める通り、文書の郵送によるものとする。

附則

1. この規則は、理事会において可決された日から施行する。